

諸 般 の 報 告

第3回中間市議会定例会

令和元年9月3日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和元年6月14日、7月9日、26日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- (1) 一般会計及び特別会計 平成30年度2月分～3月分
- (2) 水道事業会計 平成30年度3月分
- (3) 病院事業会計 平成30年度2月分～3月分

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を、令和元年8月7日付で教育長から受領した。

3. 中間市債権管理条例第20条及び中間市債権管理条例施行規則第12条の規定により、放棄した私債権の報告書を、8月16日付で市長から下記のとおり受領した。

記

放棄した債権の名称	件数	金額
市有土地建物貸付料	2件	2,716,286円
市営駐車場使用料	1件	18,900円
住宅新築資金貸付金	32件	104,019,329円
水道料金	489件	1,584,583円
診療費	11件	1,756,650円

4. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度中間市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を、8月27日付で、市長から受領した。

5. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人中間市文化振興財団の経営状況を説明する書類を、8月28日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- (1) 平成30年度決算書
- (2) 平成31年度事業計画書
- (3) 平成31年度予算書

(意見書の提出)

令和元年6月28日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

- (1) 陸上イージスの配備中止を求める意見書
- (2) 「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書

議事日程 (第1号)

令和元年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第 3 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
(日程第2～日程第3 提案理由説明)
- 日程第 4 認定第1号 平成30年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第2号 平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第3号 平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第4号 平成30年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第5号 平成30年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第6号 平成30年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成30年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成30年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第13 認定第10号 平成30年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第4～日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第37号議案 令和元年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第15 第38号議案 令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)

- 日程第16 第39号議案 令和元年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
（日程第14～日程第16 提案理由説明）
- 日程第17 第40号議案 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例
- 日程第18 第41号議案 中間市職員定数条例等の一部を改正する条例
- 日程第19 第42号議案 中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び
中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第20 第43号議案 中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第21 第44号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第22 第45号議案 中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第23 第46号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第24 第47号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第25 第48号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第26 第49号議案 中間市消防団条例の一部を改正する条例
（日程第17～日程第26 提案理由説明）
- 日程第27 第50号議案 中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第28 第51号議案 中間市森林環境譲与税基金条例
（日程第27～日程第28 提案理由説明）
- 日程第29 第52号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第30 第53号議案 中間市道路線の変更について
（日程第29～日程第30 提案理由説明）
- 日程第31 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	6番 田中多輝子君
7番 掛田るみ子君	8番 草場 満彦君
9番 中尾 淳子君	10番 山本 慎悟君

1 1 番 安田 明美君
1 3 番 柴田 広辞君
1 5 番 井上 太一君

1 2 番 梅澤 恭徳君
1 4 番 中野 勝寛君
1 6 番 下川 俊秀君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	白尾 啓介君
教育長	………	片平 慎一君	総務部長	………	園田 孝君
市長公室長	………	田中 英敏君	市民部長	………	安徳 保君
保健福祉部長	………	船津喜久男君	建設産業部長	………	藤田 宜久君
教育部長	………	佐伯 道雄君			
環境上下水道部長	………				井上 一君
市立病院事務長	…	貞末 孝光君	消防長	………	三船 時彦君
総務課長	………	後藤 謙治君	財政課長	………	蔵元 洋一君
安全安心まちづくり課長	………				石井 浩司君
企画政策課長	………	濱田 学君	市民課長	………	松原 邦加君
人権男女共同参画課長	………				大庭 省二君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	こども未来課長	…	平川 佳子君
介護保険課長	………	冷牟田 均君	都市計画課長	………	白石 和也君
建設課長	………	原口 憲一君	消防総務課長	………	伊藤 裕之君
消防予防課長	………	林 誠志君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	谷山 隆二君
書 記	志垣 憲一君	書 記	石田 花野君

午前10時00分開会

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。会議に入ります前に、市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。福田市長、はい、どうぞ。

○市長（福田 浩君）

皆様、おはようございます。本会議開始前の貴重なお時間をお借りいたしまして、先月の25日に逮捕されました市職員のご報告をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、既に、新聞、報道等によりご存じのことと思われませんが、建設産業部建設課土木維持係主査、48歳の男性職員が逮捕されました。当人は、先月の2日から病気療養中でありました。事件は8月24日の午後7時過ぎに、市内長津2丁目のホテル駐車場で、駐車中の車5台のフロントガラスを棒のようなもので叩き割った器物損壊容疑で、8月25日の朝、逮捕されました。

また、8月30日には、同月23日の夜、同ホテルの駐車場で、車のリアガラスを叩き割った器物損壊容疑で再逮捕されました。現在は、折尾署に拘留され、取り調べを受けているものと思われませんが、本人はよく覚えていないと、容疑を否認しております。市では、事件の詳細については、まだわかっておりませんが、詳細が判明すれば、今後厳正に対処いたします。

このたびは、市民の皆様、そして議員の皆様にも多大なご心配、そしてご迷惑をおかけいたしました。まことに申しわけございませんでした。

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。これより令和元年第3回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付しております。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月26日までの24日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は24日間と決しました。

日程第2. 承認第5号

日程第3. 承認第6号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、承認第5号及び日程第3、承認第6号の専決処分2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第5号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

平成29年2月22日午後2時ごろ、本市在住の男性が、本市が管理する公衆用道路を原付バイクで通行中、舗装がはがれた穴に前輪がはまったことにより転倒し、受傷及び原付バイクを損傷しました。

本件につきましては、事故の発生から約1年6カ月が経過しており、相手方に対して早急に示談をし、賠償する必要がありましたことから、相手方と本年7月1日付で損害賠償の額を33万78円とし、和解することにつきまして、専決処分といたしました。

なお、損害賠償金33万78円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承認第6号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

本年2月1日午前9時50分ごろ、本市の職員が、市役所本館3階のエレベーター前を通過する際、エレベーターから出てきた来庁者である相手方と衝突し、相手方はその衝撃で横転し、頭部及び腰部を床面に打ちつけました。

本件につきましては、事故の発生から約半年が経過しており、相手方に対して、早急に示談をし、賠償する必要がありましたことから、相手方と本年8月8日付で損害賠償の額を10万3,502円とし、和解することにつきまして、専決処分といたしました。

なお、損害賠償金のうち後期高齢者医療の自己負担分となる1万1,990円を相手方に、9万1,512円を福岡県国民健康保険団体連合会に支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件発生後、当該職員及び相手方に対し、事故の発生に至る経緯を確認し、相手方に対して複数回訪問し、謝罪を行っております。

また、当該職員には厳重に注意を行っておりますが、今後このような事態が起こらないよう、全職員に対し指導を行ってまいります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております、専決処分2件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第 4. 認定第 1号

日程第 5. 認定第 2号

日程第 6. 認定第 3号

日程第 7. 認定第 4号

日程第 8. 認定第 5号

日程第 9. 認定第 6号

日程第10. 認定第 7号

日程第11. 認定第 8号

日程第12. 認定第 9号

日程第13. 認定第10号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第4、認定第1号から日程第13、日程第10号までの平成30年度各会計決算認定10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

認定第1号から認定第8号までにつきましては、各会計別一括して提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差し引き額は4億1,910万円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が40億600万円となり、前年度と比較いたしますと180万円の増額となっております。

個人市民税の増額に伴い、市民税は個人、法人合わせて3,560万円増額し、軽自動車税につきましても360万円の増額となっております。

また、適正な債権管理及び徴収強化に積極的に取り組みました結果、市税徴収率は、前年度の96.2%から96.9%への上昇ということになっております。

歳入におけるもう一方の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせますと52億2,110万円となり、前年度と比較いたしますと7,310万円の減額となっております。

また、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債につきましても、前年度より850万円の減額となる4億8,980万円となっております。

地方交付税の減額の要因といたしましては、基準財政需要額について、下水道費及び臨時財政対策債で算入される公債費の増額分以上に、生活保護受給者数の減少に伴い生活保護費が、算定方法の改定等に伴い高齢者福祉費がそれぞれ減額となったことなどによるものでございます。

次に、歳出の主なものといたしまして、まず義務的経費につきまして、ご説明を申し上げます。

人件費におきましては、嘱託職員、非常勤職員の雇用の増加により、前年度と比較いたしまして、4,790万円増額いたしております。

扶助費におきましては、経済対策臨時福祉給付金支給事業の終了や生活保護受給者数の減少に伴う生活保護費減額等により、前年度と比較いたしまして1億7,880万円減額の54億1,580万円となっております。

公債費におきましては、前年度と比較いたしまして3,990万円増額となる、19億9,270万円となっております。

次に、主な事業につきまして、ご説明を申し上げます。

総務費におきましては、ふるさと納税管理委託料が1億5,020万円増加し、3億7,470万円となっております。これに伴い、ふるさと納税寄附金収入も5億3,990万円と1億9,500万円増加いたしております。今後とも自主財源確保に努めてまいります。

民生費におきましては、保育園の園舎の新築に対する補助、障がい者や障がい者を介助する人への相談対応、情報提供に積極的に取り組みました。

保健衛生費におきましては、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、予防接種及び各種保健事業を実施するとともに、戸別訪問や地域に出向いた健康教育の場を活用し、積極的な健診受診を勧奨することで、市民の皆様の健康増進への取り組みを継続いたしております。

労働費におきましては、本市独自で緊急雇用事業を実施するとともに、市内中小企業者への指導事業等補助金に100万円を支出するなど、単独事業も積極的に実施し、地域の実情に合った雇用確保対策を展開いたしております。

農林水産業費におきましては、老朽化の進んだ下大隈地区の農業用水路の改良工事に990万円を支出し、農業用水の確保、農産物育成の向上に取り組んでおります。

商工費におきましては、中間市チャレンジショップを平成30年度にオープンさせ、独立開業を目指す4人の新規起業者の育成支援を行い、中心市街地のにぎわい創出を図りました。

また、観光施策におきましては、市制60周年記念式典やにぎわいステージ、遠賀川リバーサイドフェスティバルなど、市内各地で開催されたイベント等を通じ、本市の魅力を広

く発信いたしました。その結果、平成30年度に本市を訪れた観光客数は9万6,114人となっております。

土木費における道路新設改良費につきましては、合計18件の工事を行っております。

住宅費におきましては、中鶴地区公営住宅建替事業として、1億4,070万円を支出し、中鶴地区の住環境整備を推進いたしております。

消防費におきましては、J—A L E R T新型受信機設置や庁舎非常用電源整備工事実施設計など防災関連設備の充実を図りました。

また、老朽化した防火水槽及び消防団格納庫の改修工事を実施し、消防防災活動の拠点整備を図っております。

教育費におきましては、児童が快適に学習できる教育環境の整備を図るため、小学校3校のトイレの改善工事及び中学校2校の受変電設備更新工事に1億90万円を支出いたしております。

なお、トイレの改善につきましては年次的に実施しており、平成30年度に市内全ての小学校が完了しましたことから、今年度は中学校を行う予定といたしております。

以上が一般会計の決算の概要でございます。

引き続き、特別会計につきましてご報告いたします。

まず、特別会計国民健康保険事業におきましては、歳入総額は50億5,280万円、また歳出総額にあつては60億220万円となり、差し引き9億4,940万円の不足が生じました。この中から、前年度繰上充用金10億1,390万円を除く単年度決算につきましては、6,440万円の黒字決算となっております。この要因といたしましては、療養費に充当する普通交付金の概算交付額が約5,800万円の過大交付となったことなどによるものであり、この過大交付分は、令和元年度に精算予定であることから、国保財政の根本的な改善には至っておりません。

また、国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少等により、前年度より4,160万円の減額となっております。収納率に関しましては、現年分、滞納分ともに上昇し、前年度から1.11ポイントの上昇となる82.95%となっております。

次に、国民健康保険の概況でございますが、各月平均の加入者数は、平成30年度1万828人でありまして、平成29年度に比べ538人減少しております。また、1人当たりの年間療養諸費は1万750円減少し、32万3,117円となっております。

平成30年度から国民健康保険財政の運営を都道府県単位で行っておりますが、今後も、国民健康保険税の徴収強化及び保健事業を充実し、市民の健康増進を推進することにより医療費の適正化に努め、福岡県と連携し、国民健康保険財政の健全化を図ってまいり所存でございます。

次に、住宅新築資金等特別会計におきましては、歳入総額、貸付金元利収入等750万円に対し、歳出総額、繰上充用金等3億4,490万円で、差し引き3億3,740万円の

収入不足となりました。

この不足額につきましては、福岡県住宅新築資金等貸付金助成推進事業の活用及び貸付金の徴収努力を今後とも継続することにより、その解消を図ってまいりたいと考えております。

地域下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出の差引額は100万円の黒字となっており、その主なものといたしましては、中鶴地区、曙地区の下水処理場等を維持管理する経費でございます。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出の差引額は320万円の黒字となっております。

公共下水道につきましては、中底井野地区の雨水管路整備、長津地区など市内17地区の下水道整備を行い、普及率は76.8%に達しております。また、公共下水道と地域下水道を合わせた普及率は87.1%になりましたが、今後も下水道計画を検証しながら、可能な限り早期普及に努めてまいります。

次に、公共用地先行取得特別会計につきましては、平成27年度をもって地方債の償還が完了し、新たな用地の取得もないことから、収入支出ともに生じておりません。

次に、介護保険事業特別会計保険事業勘定におきましては、歳入51億2,390万円、歳出49億1,170万円となり、歳入歳出差し引き2億1,220万円の黒字決算となっております。本年3月末現在における要介護認定者数は3,346人で、前年度に比べ2.1%増加し、保険給付費は42億1,340万円で、前年度に比べ3,740万円、率にして0.9%増加しております。増加の要因といたしましては、高齢化の進展による認定者数の増加及び各種介護サービスの増加によるものと考えております。

次に、介護サービス事業勘定では、要支援者の年間給付管理件数は7,410件であり、歳入4,160万円、歳出2,800万円となり、歳入歳出差し引き1,350万円の黒字決算となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額7億9,580万円、歳出総額7億7,950万円、差引額1,630万円の黒字決算となっております。

歳入の主なものといたしましては、被保険者からの保険料でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。1,630万円の黒字決算となっておりますが、このうち1,530万円は市町村の会計において、出納整理期間中であり4月及び5月に納付されました被保険者からの保険料でございます。本年度、福岡県後期高齢者医療広域連合に支出するものがございます。

今後も、福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、安心、信頼の医療の確保及び医療費の適正化並びに保険料の収納率向上を図り、なお一層の効率的運営に努力してまいります。

一般及び特別それぞれの会計における決算概要は以上でございます。

最後に、平成30年度普通会計決算における財政状況でございますが、実質収支は8,170万円の黒字、単年度収支は5,480万円の黒字となっております。

また、基金残高は前年度から6億6,550万円減額の14億5,290万円となり、4年連続の減額となっております。

一方、地方債残高は前年度から11億7,600万円減額となる116億1,590万円となっております。これで平成17年度決算から14年連続して地方債残高の減額を達成し、ピーク時の約196億円から80億円もの減額となりました。

また、地方財政健全化法に基づく各指標につきましては、実質公債費比率が14.7%、将来負担比率が60.7%で、いずれも国が示す早期健全化基準からは下回っているものの、他の自治体と比較すると高い数値となっております。

さらに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は99.4%で、以前として財政硬直化を示す数値となっております。このように、厳しい財政状況にあることには変わりはありません。

さらに、今後は人口減少への対応策、加速する少子高齢化に伴う施策の充実、学校教育環境整備や公共下水道事業推進等の市民ニーズの高い行政サービス及び想定を上回る伸びを示す社会保障費の財源確保、国民健康保険事業における累積赤字解消といった諸問題も山積しております。

今後も行政の効率化により経費の抑制に努め、持続可能な行財政基盤を確立するという財政規律を保持しながら、本市の魅力を全力発信することで、地域活性化の取り組みをさらに推進し、地方創生の実現を図ってまいりたい所存でございます。

以上、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付するものでございます。

なお、地方自治法233条第5項及び第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせて提出をいたします。

次に、認定第9号平成30年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金2億5,516万8,257円のうち、1億円を建設改良積立金へ積み立て、残余1億5,516万8,257円を繰り越すものでございます。

次に、決算認定につきましては、収益的収入及び支出における総収益は10億511万1,260円となり、前年度と比較いたしますと541万8,743円の減額となっております。

これに対する総費用といたしましては、9億2,990万6,498円となり、前年度と

比較いたしますと2,706万4,302円の減額となりましたが、当年度の純利益は7,520万4,762円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入につきましては2億3,188万2,511円で、これに対する総支出は6億7,763万6,192円となり、差し引き4億4,575万3,681円の不足が生じましたが、この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填いたしております。

次に、平成30年の度給水状況につきましては、給水戸数は2万8,873戸で、前年度より180戸増加しておりますが、給水人口につきましては6万1,097人で、前年度より386人減少しております。また、有収水量は559万4,994立方メートルで、前年度より6万9,744立方メートル減少いたしております。

近年は、給水人口が減少する傾向が顕著であり、少子化の進展とあわせ、生活様式が多様化する中、節水意識の向上などにより、給水収益の伸びは期待できない状況でございます。それに加え、老朽化した施設の維持に伴う改良等も必要な時期を迎え、費用の増大も見込まれるなど、水道事業をとりまく経営環境は非常に厳しくなることは予想されますが、今後も良質な水質の維持、向上に向け、より一層、効率的経営のもと、健全な事業運営を継続しつつ、安心して安全な水道水の安定供給に努めてまいり所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定により、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出いたします。

次に、認定第10号平成30年度中間市病院事業会計決算認定について、提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要につきましてご説明いたします。

まず、収益的収支につきましては、経常収益18億5,373万6,729円に対し、経常費用は20億249万9,840円となり、1億4,876万円の経常損失となりました。また、総収益18億5,380万1,479円に対し、総費用20億1,590万2,652円となり、単年度収支において1億6,210万円の純損失となっております。これにより、前年度繰越欠損金2億7,713万5,338円に、当年度純損失を加算し、4億3,923万6,511円が当年度未処理欠損金となっております。

次に資本的収支につきましては、収入1億7,930万9,000円に対しまして、支出は2億1,000万3,824円となり、これによる差引不足額3,069万円につきましては、繰越損益勘定留保資金等で補填し、なお不足する額718万円は、一時借入金をもって措置いたしております。また、患者数につきましては、入院延べ患者数は1万9,694人で、1日平均54人となっており、外来延べ患者数は5万7,724人で、1日平均215人となっております。当院は、地域医療構想における病院機能の役割及び

医療提供体制を検討する重要な時期を迎えており、現在、今後のあり方を議論しているところでございます。

昨年度は赤字決算となりましたが、市民の健康保持が最優先であることを念頭に置きつつ、欠損金の解消と健全経営に向けた抜本的な取り組みを、引き続き進めてまいり所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定により、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出いたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております各会計決算認定10件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第14. 第37号議案

日程第15. 第38号議案

日程第16. 第39号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、第37号議案から日程第16、第39号議案までの令和元年度補正予算3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第37号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入につきまして普通交付税及び臨時財政対策債が決定いたしましたことから、その額を補正いたしております。

普通交付税におきましては、当初予算計上額とほぼ同額の45億550万円となり、30万円増額いたしております。他方、普通交付税の補完財源であります臨時財政対策債におきましては、地方財政計画により前年度比18.3%の減額と示されておりましたことから、これに基づいた予算措置を行っておりました。しかしながら、当初予算計上額を下回る3億9,280万円と決定されましたことから、730万円減額いたしております。

歳出につきましては、まず、債務負担行為補正といたしまして、オープンシステム賃借料を計上いたしております。前年度も同じ内容の債務負担行為を計上しておりましたが、予算執行に至らなかったため、今回再度計上するものでございます。なお、債務負担行為の期間は、令和2年度から令和6年度まで、限度額は3億300万円といたしております。

次に、来月に予定されております消費税及び地方消費税の引き上げに伴うものとしたしまして、現在設定いたしております債務負担行為のうち、契約金額が変更になるものについて追加計上するものでございます。なお、市税等納付書読取機賃借料を初め8件、限度額は合計で320万円といたしております。

その他歳出の主なものとしたしましては、まず、総務費におきまして個人番号カード等交付事務に要する経費として20万円を計上し、タブレット端末の導入により個人番号カードの普及促進を図ります。

民生費におきましては、消費税増税の影響緩和策として、低所得者第1号被保険者に対する介護保険料の減額が実施されることに伴い、介護保険事業特別会計繰出金を600万円計上いたしております。

また、子育て世帯を応援するために、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金として120万円、保育所等の利用料を無償化する経費として2,650万円、教育費におきましても、幼稚園の利用料を無償化する経費として8,440万円を計上いたしております。また、私立幼稚園への就園を奨励する制度から幼稚園の利用料を無償化する制度に移行したことに伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金を4,110万円減額いたしております。

農林水産業費におきましては、本年度から森林環境譲与税の創設に伴い、市民ホールの一部に木材利用の促進を目的とした木製ローカウンターを導入するための経費として160万円を計上いたしております。

教育費におきましては、幼稚園の副食費の補助として490万円、小学生及び中学生の新入学学用品費を、入学後支給から入学前支給に変更するための経費として1,080万円を計上いたしております。

その他、歳入の主なものとしたしましては、減収補填特例交付金110万円、保育・幼児教育の無償化に伴って新設されました、子ども・子育て支援臨時交付金4,690万円、介護保険の保険料の負担軽減に伴う国庫及び県負担金1,190万円、保育所等の利用料の無償化に伴う国庫及び県負担金5,090万円、幼稚園の利用料の無償化に伴う国庫及び県負担金6,330万円、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の事業費及び事務費を150万円、幼稚園の副食費に対する国庫及び県補助金320万円、個人番号カード等交付事務に対する国庫補助金20万円、幼児教育無償化を円滑に実施するための県補助金1,420万円、森林環境譲与税基金繰入金160万円をそれぞれ追加計上する一方、保育料無償化に伴う保育料徴収金を2,570万円、財政調整基金繰入金を8,420万円減額いたしております。

冒頭に述べましたとおり、臨時財政対策債につきましては、当初予算から減額となっており、平成30年度決算額と比較いたしましても、9,700万円の減額となっておりますことから、引き続き限られた財源を最大限に活用し、効果的な財政運営に努めてまいり

ます。

以上により、歳入歳出それぞれ9,406万8,000円を追加し、予算総額を188億2,957万8,000円とするものでございます。

次に、第38号議案令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、消費税法の一部改正により、来月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、現在設定しております債務負担行為の限度額に変更が生じる2件について、増額分を追加計上するものでございます。

第39号議案令和元年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、平成30年度事業における介護給付費の確定に伴う償還金といたしまして、国庫負担金返還金5,190万円、県負担金返還金660万円、また地域支援事業費の確定に伴う償還金といたしまして国庫返還金110万円、県返還金50万円を増額いたしております。また、人事異動に伴う職員人件費所要額の振替調整を行っております。

保険事業勘定の歳入といたしましては、介護保険料低所得者軽減措置における一般会計繰入金金を1,190万円、平成30年度事業における介護給付費の確定に伴う追加交付金といたしまして、支払基金交付金を980万円増額いたしております。

また、職員人件費の振替調整に伴い、国庫、県及び支払基金の各地域支援事業交付金を合わせて330万円増額し、一般会計繰入金金を580万円減額いたしております。

さらに、歳出補正に伴う財源調整といたしまして、前年度繰越金を3,760万円追加いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入といたしましては、先に申し上げました職員人件費の振替調整に伴う歳出の増額に対応するものとして、居宅支援サービス計画費収入を420万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ6,318万5,000円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算総額を、歳入歳出それぞれ51億6,357万5,000円とするものでございます。

次に、債務負担行為の補正といたしましては、第8期中間市高齢者総合保健福祉計画策定支援業務を委託するための経費について、債務負担行為を設定するものでございます。なお、債務負担行為の期間は今年度から令和2年度まで、限度額は570万円といたしております。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております令和元年度補正予算3件に対する質疑は、9月5日の本

会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 17. 第 40 号議案

日程第 18. 第 41 号議案

日程第 19. 第 42 号議案

日程第 20. 第 43 号議案

日程第 21. 第 44 号議案

日程第 22. 第 45 号議案

日程第 23. 第 46 号議案

日程第 24. 第 47 号議案

日程第 25. 第 48 号議案

日程第 26. 第 49 号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第 17、第 40 号議案から日程第 26、第 49 号議案までの条例改正 10 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第 40 号議案中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるよう、住民票、個人番号カード等への旧氏記載にかかる累次の閣議決定等がなされたことを踏まえ、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により、住民基本台帳法施行令が改正され、本年 11 月 5 日に施行されることに伴うものでございます。

主な改正内容といたしましては、政令の改正により、婚姻等で氏に変更があった場合でも、申し出により従来称してきた氏を住民票等に併記し、公証することができるようになりましたことから、閣議決定等の主旨を踏まえ、印鑑登録に関しましても、住民票に旧氏の記載がある方については、旧氏での印鑑登録を認めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日にあわせ、令和元年 11 月 5 日といたしております。

次に、第 41 号議案中間市職員定数条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたびの条例改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設され、来年 4 月 1 日から施行されることに伴うものでございます。

会計年度任用職員は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的として創設されたものであり、法律上、任用根拠が明確化されるとともに、一般職職員の服務に関する各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となるなど、身分取扱いの厳格化が図られておりまして、会計年度任用職員を任用する自治体におきましては、これらに関する条例その他の例規の整備を行う必要が生じております。

条例の主な内容といたしましては、中間市職員定数条例その他の本市の関係条例について、会計年度任用職員に係る規定を加える等の改正を行うものでございます。また、用字用語の見直し等もあわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日に合わせまして、令和2年4月1日といたしております。

次に、第42号議案中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの条例改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、先の国会におきまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正され、本年12月14日に施行されることに伴うものでございます。

主な改正内容といたしましては、地方公務員法におきまして、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等に係る規定が削除されましたことから、条例におきまして、これに該当した場合における失職に係る取り扱いを定める規定を削除するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、地方公務員法の一部改正の施行日に合わせ、令和元年12月14日といたしております。

次に、第43号議案中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたびの条例改正は、中間市職員としての一層の自覚と非違行為の抑止効果を高めることを目的とするものでございます。

主な改正内容といたしましては、現在、本市では中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例において、減給及び停職の期間の上限を6カ月と規定しておりますが、国及び県が規定する期間の上限にあわせ、その上限を1年に変更するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、職員への周知期間を考慮し、令和2年1月1日から施行することといたしております。

次に、第44号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手

数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年5月24日に公布され、同政令に規定する手数料の額の標準が見直されたことに伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、消防法に基づく危険物施設の審査、検査に関する手数料のうち、特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に係る審査の手数料の額につきまして、政令の基準額が引き上げられましたことから、これと同額に引き上げるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日にあわせ、令和元年10月1日といたしております。

次に、第45号議案中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正され、本年8月1日から施行されたことに伴うものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず、償還金の支払猶予、償還免除、報告等について、条例で引用する法及び政令の条項を改めるものでございます。

また、法において市町村は災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとするときれましたことから、当該合議制の機関として災害弔慰金等支給審査委員会を設置するものでございます。

また、このことに伴いまして、附則において、中間市特別職職員の給与等に関する条例を改正し、災害弔慰金等支給審査委員会の委員の報酬に関する規定を加えるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第46号議案中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、現在実施しております中鶴地区建替事業におきまして、中鶴改良住宅から中鶴更新住宅への建てかえを行うに当たり、条例で定める児童遊園のうち、中鶴1区児童遊園の敷地を利用いたしますことから、当該児童遊園を廃園とするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

次に、第47号議案中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、内閣府令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴うものでございます。

主な改正内容としましては、まず、保育所、認定こども園等において、保育料が無償となる3歳児以上クラスに在園する児童について、保護者から受領する費用として、副食費

が設けられましたことから、その内容及び所得、子どもの人数等による取り扱いの基準について、内閣府令に準じ定めるものでございます。

次に、特定地域型保育事業者につきまして、利用児童に対する保育の適正かつ確実な提供及び同事業者による保育の提供が終了した満3歳以上の児童に対する必要な教育または保育の継続的な提供のため、来年3月31日までの猶予期間を設けた上で、連携施設の適切な確保を義務づけておりますところ、連携協力を行う者として小規模保育事業A型事業者等を認めるなど、連携の対象とする施設を拡充し、また特定地域型保育事業者のうち特定保育所型事業所内保育事業者を除き、当該猶予をさらに5年延長する等の措置を講ずるものでございます。

また、子ども・子育て支援法において支給認定を特定教育・保育給付認定に改める等の用語の整理が行われましたことから、条例におきましてもこれを改め、あわせて、用字用語の見直しを行っております。

なお、条例の施行日につきましては、令和元年10月1日といたしております。

次に、第48号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本市におきましては、中鶴地区の市営住宅が耐用年限を迎え、老朽化していること、また、耐震性が低いことなどから、平成24年度に策定されました中間市公営住宅長寿寿命計画に基づき、中鶴地区建替事業を実施しております。同事業により、現在、更新住宅（1期）が建設されておりますところ、今回の条例改正は、市営住宅の区分の一つである更新住宅が新設されることに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、更新住宅の新設に伴い、条例におきましても、新たに更新住宅の設置、定義、入居資格等に係る規定を設けるものでございます。また、条例における用字用語の見直し等につきましても、あわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、更新住宅（1期）の竣工予定が今月末であり、来月から入居対象者が順次入居する予定となっておりますことから、令和元年10月1日といたしております。

次に、第49号議案中間市消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正され、本年12月14日に施行されることを踏まえたものでございます。

主な改正内容といたしましては、先の第42号議案でご説明申し上げましたとおり、成年被後見人等の人権の尊重を目的として、地方公務員法におきまして、欠格条項から成年被後見人等に係る規定が削除されましたことから、係る目的を踏まえまして、条例におき

ましても、消防団員の欠格条項から成年被後見人等を削除するものでございます。また、用字用語の見直しもあわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、令和元年12月14日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例改正10件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第27. 第50号議案

日程第28. 第51号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第27、第50号議案及び日程第28、第51号議案の条例制定2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第50号議案中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、先に第41号議案でご説明申し上げましたとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が来年4月1日から創設されることから、会計年度任用職員として任用される者に係る給与、費用弁償及び期末手当の支給等について定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日にあわせ、令和2年4月1日といたしております。

次に、第51号議案中間市森林環境譲与税基金条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境譲与税を積み立て、運用するための基金を設置するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、平成31年度税制改正により国において創設されました、森林環境税及びその一部が市町村に譲与される森林環境譲与税につきまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定により、森林環境譲与税の総額を、森林の整備及び促進に関する施策に充てなければならないとされておりますことから、その用途及び収支の管理を目的として、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、中間市森林環境譲与税基金を設置し、その管理及び処分に必要な事項を定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例制定2件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第29. 第52号議案

日程第30. 第53号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第29、第52号議案及び日程第30、第53号議案の市道路線2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第52号議案中間市道路線の廃止について、提案理由を申し上げます。

今回、廃止をいたします路線は、中鶴31号線、中鶴35号線及び中鶴36号線の3路線でございます。

これらの路線につきましては、現在実施しております中鶴地区建替事業により既存の改良住宅を更新住宅に建てかえるに当たり、改良住宅解体後の用地と合わせて更新住宅（2期）の建設予定地に含まれることとなっており、一般交通の用に供する必要がなくなりましたことから、廃止するものでございます。

なお、改良住宅の解体につきましては、今月末が竣工予定となっている更新住宅（1期）への入居予定者の移転完了後に行うこととしております。

以上により、3路線を廃止するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第53号議案中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回、変更をいたします路線は、中鶴30号線の1路線でございます。

この路線につきましては、先ほど第52号議案でご説明申し上げました中鶴地区建替事業におきまして、当該路線の一部が更新住宅（2期）の建設予定地となっておりますことから、これを変更するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員2.87メートル、実延長129.12メートルを、幅員2.33メートル、実延長13.5メートルに変更するものでございます。

以上のとおり、路線を変更するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております市道路線2件に対する質疑は、9月5日の本会議で行い

ますので、ご了承をお願いいたします。

日程第31. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第31、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において小林信一君及び中野勝寛君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 小 林 信 一

議 員 中 野 勝 寛

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員